

保安基準の改正・適用時期に関する考え方

改正保安基準の公布・適用時期(案)と考え方について

保安基準	公布時期(予定)	新車	改正道路交通法の施行日※2	使用過程	適用時期(予定)	
					識別点滅灯火	令和6年12月下旬
	令和4年12月下旬				上記以外の装置	改正道路交通法の施行日※2
他の法令等※1	令和4年12月下旬	—				

※1 基準適合性確認制度を創設するための告示、通達等

※2 公布の日(令和4年4月27日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 公布時期

- 改正後の保安基準に機体を適合させるための設計変更又は改修への対応準備の観点等を踏まえれば、保安基準の改正はできる限り早期に実施することが必要。
- 他方で、法令の制定に当たっては、パブリックコメント等の所要の手続きを経ることが必要。

2. 適用時期

- 交通ルールを含めた制度の円滑な移行を確保するため、新たな交通ルールが適用される改正道路交通法の施行日以降に市場投入される機体については、識別点滅灯火が装着されている等、改正後の保安基準に適合していることが必要。
- また、使用過程車(既に公道を走行している機体)についても、警察による取締りの実効性の担保をはじめ、特定小型原動機付自転車が安全に利用される環境を整備するため、中小企業を含むシェアリング事業者や販売業者の経営体力も考慮しつつ、できる限り早期に改正保安基準に適合させることが必要。
- この点、①一定の公共性を有するシェアリング事業等の継続性を担保しつつ、保有する機体の改修等を進めるには約2年を要すること、②機体の減価償却期間が約3年程度であること等を踏まえれば、識別点滅灯火の追加装備等の設計変更を要するものについては、保安基準の改正から2年の適用猶予期間を設けることが適当。

(参考) 特定小型原動機付自転車の保安基準について

○「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、小型低速車の保安基準の項目は、「小型低速車」(特定小型原動機付自転車)が現在、原動機付自転車に分類されていることに鑑み、その保安基準項目を基本としつつ、「小型低速車」に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされた。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

【引き続き必要な装置等】

接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置

【引き続き不要な装置等】

番号灯、緊急制動表示灯、速度計

小型低速車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

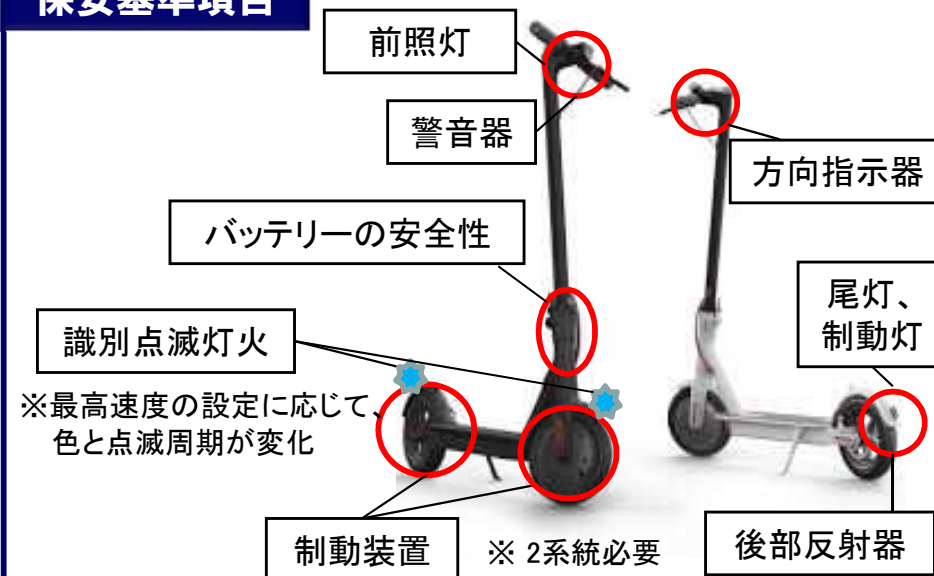
【追加した装置等】

- 尾灯、制動灯 ⇒ 車体が小型であることを踏まえ
- 方向指示器 ⇒ 立ち乗り型が想定されることを踏まえ
- 識別点滅灯火 ⇒ 保安基準適否の判別の容易さの重要性を踏まえ
歩道通行時モードの判別の容易さの重要性を踏まえ
- スピードリミッター ⇒ 最高速度を制限することの重要性を踏まえ
- 走行安定性 ⇒ 車輪径が非常に小さいことが想定されることを踏まえ
- バッテリー安全性 ⇒ リチウムイオン電池は発火の恐れがあることを踏まえ

【削除した装置等】

- 後写鏡 ⇒ 通行場所を踏まえ
- 消音器(騒音) ⇒ 電動かつ小型であり、軽量であることが想定されることを踏まえ

保安基準項目



接地部・接地圧 道路を破損する恐れのないこと

車体 堅牢で運行に十分耐えること

乗車装置 安全な乗車を確保できること

走行安定性 段差等を安全に走行できること

スピードリミッター 設定最高速度を超えて加速しないこと